

平成21年 第8回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年4月23日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成21年4月23日

## 東京都教育委員会第8回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第41号議案 第24期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成21年度議会提出の工事案件について
- (2) 学校問題解決サポートセンターの設置について
- (3) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

(欠席)

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 大原 正行

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 大原 正行

次長 影山 竹夫

理事 岩佐 哲男

総務部長 松田 芳和

都立学校教育部長 森口 純

地域教育支援部長 皆川 重次

指導部長 高野 敬三

人事部長 直原 裕

福利厚生部長 秦 正博

教育政策担当部長 石原 清志

教職員サービス・特命担当部長 岡崎 義隆

特別支援教育推進担当参事 高畑 崇久

人事企画担当参事 中島 毅

(書記)

教育政策室政策担当課長 黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第8回定例会を開会させていただきます。

内館委員からは、御都合により御欠席との届出をいただいております。

まず、取材・傍聴関係です。報道関係は時事通信ほか3社、合計4社、個人は合計2名からの取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員をお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 3月26日開催の前々回の第6回定例会の会議録につきましては、先日お配りをし、御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第6回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回4月9日開催の第7回定例会の会議録と3月30日開催の臨時会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第41号議案及び報告事項（4）は人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

# 報 告

## (1) 平成21年度議会提出の工事案件について

【委員長】 報告事項(1)平成21年度議会提出の工事案件について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)平成21年度議会提出の工事案件についてでございます。

議会に提出する工事案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格9億円以上の工事が対象となっており、毎年度当初に報告させていただいております。今年度は、都立高等学校5件、都立特別支援学校3件でございます。

各工事の共通事項として、環境負荷に考慮した施設に改善するため、各施設の構造に応じて、太陽光発電、屋上緑化、壁面緑化、校庭の芝生化を積極的に採用するほか、機密性の高い窓サッシ、複層ガラス、省電力タイプの照明器具などによりCO<sub>2</sub>の削減効果を高めてまいります。また、都立学校ICT計画により、全校校内LAN等の整備を行うこととしております。

工事の予算額及び提案議会の時期につきましては、資料の7、8に記載してございます。

工事の計画地及び配置図を参考に御覧いただきたいと思います。

最初に都立大田桜台高等学校改築及び改修工事でございます。都立高校改革推進計画に基づき、平成21年度に開校いたしました都立大田桜台高校につきましては、旧都立南高校の跡地に設置するため、校舎等の改築及び改修工事を行うものでございます。工事期間は平成21年6月から平成23年2月まででございます。学校規模及び敷地面積を資料に記載しておりますが、都立大田桜台高校につきましては、都立市ヶ谷商業高校と都立赤坂高校を発展的に統合し、進学型の専門高校としてビジネスコミュニケーション科を設置してございます。

工事の概要ですが、改築工事に伴う影響については、現在同高校につきましては旧

都立赤坂高校の跡地で開校しているため、生徒への教育活動上の影響はございません。旧都立南高校の跡地には、敷地南側に体育館、格技棟、北側に校舎棟がございます。体育館、格技棟等につきましては改修を行いますが、校舎棟につきましては改築をしてまいりたいと思います。体育館、格技棟等は、地下1階、地上2階建てでございます。グラウンドが傾斜しているために地下1階という表現になっておりますが、実質的には1階でございます。特色ある施設として、プレゼンテーションルーム（250席）、PC教室を整備する他、環境対策として、太陽光発電、屋上緑化、校庭芝生化を進めてまいります。

続きまして、都立総合芸術高等学校（仮称）改築及び改修工事でございます。都立高校改革推進計画に基づき、都立芸術高校を改編いたしまして、旧都立小石川工業高校の跡地に都立総合芸術高校を設置するため、校舎等の改築及び改修工事を行うものでございます。工事期間は平成21年10月から平成23年6月まででございます。同校につきましては、現在目黒にある都立芸術高校音楽科、美術科に加えまして、新たに演劇、舞踏等の専攻を行う舞台表現科を設置する予定でございます。工事の概要ですが、体育館につきましては、旧都立小石川工業高校の体育館を改修いたします。その両横に校舎棟とホール棟とがございますが、このホール棟は音楽ホールでございます。特色ある施設として、各科のレッスン室、日本画室などの芸術系の各教室と舞台公演、オペラ、ミュージカル等を行える音楽ホールを設置してまいります。環境対策につきましては、太陽光発電等の他、壁面緑化も行う予定としております。グラウンド側に環状4号線の都市計画道路が予定されておりますので、全館空調と道路建設に伴う騒音、振動対策について建設局と今後調整してまいりたいと思います。

3件目は、都立小金井地区科学技術高等学校（仮称）改築工事でございます。都立高校改革推進計画に基づき、都立小金井工業高校全日制を再編し、都立小金井地区科学技術高校（仮称）を新たに設置するため、校舎等の改築工事を行うものでございます。工事期間は平成22年1月から平成23年7月まででございます。

工事の概要ですが、改築といたしまして、現在のグラウンドに新しく校舎及び体育館を建設し、格技棟、実習棟を改修するとともに、現校舎を解体し、グラウンドといたします。いわゆる反転で行う予定になっております。特色ある施設として、サイエ

ンスホール、バイオテクノロジー微生物発酵実習室等を設置してまいります。同校につきましても、特に情報技術、バイオ、環境、ナノテクノロジーなど先端科学技術分野を中心に科学技術学習を行う高校として設置する予定でございます。

4件目は、都立武蔵野北高等学校改修工事でございます。大規模改修工事を行うものでございます。工事期間は平成21年10月から平成23年2月まででございます。

工事の概要ですが、まず、グラウンド側に仮校舎を建設した後、校舎棟、体育館棟、格技・プール棟等の改修を進めてまいります。また、エレベーター棟、自転車置き場を増築いたします。特色ある施設として、改修に伴い、習熟度別授業など少人数多展開授業実施のための講義室の増設や、進路資料室を整備してまいります。環境対策につきましては、改修のため、建物の躯体に負荷がかけられないため、校庭芝生化を行います。

5件目は、都立蒲田高等学校改修工事でございます。同校も老朽化に伴う大規模改修工事を行うものでございます。工事期間は、平成22年3月から平成23年6月まででございます。

工事の概要ですが、同校もグラウンドに仮校舎を建設して、逐次改修を行います。また、自転車置き場増築を行います。特色ある施設として、同校は平成19年度からエンカレッジスクールとして開校しておりますので、特色ある実習科目や体験学習を行うための作法室、トレーニング室の設置、音楽室等を充実してまいります。環境対策としては、屋上緑化、芝生化を行います。

6件目は、都立品川地区養護学校（仮称）改築工事でございます。現在校種としては特別支援学校という名称ですが、一次計画に用いた名称をそのまま使っておりますので、養護学校という名称になっております。内容といたしましては、東京都特別支援教育推進計画一次実施計画に基づき、旧都立大塚ろう学校品川分教室、これは元都立品川ろう学校の跡地でございますが、こちらに知的障害特別支援学校を設置するため、改築工事を行うものでございます。工事期間は平成21年6月から平成23年2月まででございます。同校は知的障害教育部門の小・中学部を15学級設置する予定でございます。

工事の概要ですが、生徒は都立城南特別支援学校の分教室に移転しております、

校舎は使用しておりませんので、解体してから建設するという改築でございます。特色ある施設といたしまして、生活訓練室、多目的室等の整備を行います。環境対策につきましては、太陽光発電、屋上緑化を行います。

7件目は、都立江戸川特別支援学校改修工事でございます。建築以来30年経過した既存校舎の老朽化に伴う大規模改修工事でございます。工事期間は平成22年1月から平成23年12月まででございます。

工事の概要ですが、肢体不自由教育部門の小・中学部及び高等部を設置しておりますので、グラウンドに仮設校舎を建設いたしまして、3期に分けて工事を行う予定でございます。特色ある施設といたしましては、自立活動室、多目的室等の整備を行います。同校につきましては、特別支援教育推進計画第二次実施計画において、隣接する都立小岩特別支援学校と発展的に統合いたしまして、都立江戸川地区特別支援学校（仮称）として開設する予定でございます。環境対策等については新たに小学部、中学部の知的障害教育部門を併設する特別支援学校を検討する中で、講じてまいります。

最後の都立江東地区第二養護学校（仮称）改築工事でございます。同じく東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画に基づき、都立大塚ろう学校江東分教室、元都立江東ろう学校の跡地でございますが、こちらに都立江東地区第二養護学校（仮称）を設置するための改築工事でございます。工事期間は平成22年3月から平成24年2月まででございます。同校は、知的障害教育部門、小学部、中学部と都立大塚ろう学校江東分教室を併設するものでございます。

工事の概要ですが、現在のグラウンドに仮設校舎を建設した後、解体し、既存校舎を、同じ場所に新たに校舎等を建設するものでございます。特色ある施設として、多目的室等を整備してまいります。聴覚障害教育部門を併設する予定がございますので、聴力検査室等の整備も行ってまいります。環境対策については、太陽光発電、屋上緑化及び校庭の芝生化を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 資料には学級数が書いてありますが、特別支援学校は1学級当たりの人数が少ないから学級数が多くなるということがわかりづらいと思います。1学級当たりの人数も記載した方がわかりやすいと思うのですが、いかがですか。

また、特に都立総合芸術高校（仮称）も、音楽科3学級、美術科6学級、舞台表現科3学級とありますが、1学級当たりの人数は何人ですか。

【都立学校教育部長】 都立総合芸術高校（仮称）の人数は全部で480名になります。人数も定員としては入れられますが、特別支援学校につきましては、重度重複学級等で1学級の定員そのものが変わってまいります。

【高坂委員】 資料に記載されている数字だけを見たら、特別支援学校の学級数がとても多く見えるので、もう少しわかりやすくしたらいかがでしょうか。

また、図面がついておりますが、最近コンピューターグラフィックなどが進歩しているので、議会に提出する時には、ポンチ絵でいいので、完成形はこうですという図をつけて提出した方がよろしいではありませんか。全工事費を合わせたら150億円ぐらいでしょう。これだけの予算を確保するのであれば、もう少し丁寧に完成形などを提出した方がよいかと存じます。

【都立学校教育部長】 承知しました。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。

【竹花委員】 学校を整備する時の基本的な考え方、例えば、土地面積に対して、運動場や、体育館がどのくらいの大きさかといった基準があるのですか。

【都立学校教育部長】 一応基準はあるのですが、それぞれ高等学校、特別支援学校につきましては、ある程度校地を考慮しています。南向きや周辺家屋の配置等で考えてまいりますけれども、敷地面積そのものがみんな違います。多摩地区の敷地面積につきましては2万とか3万平方メートルあるのですが、23区につきましては、都立大田桜台高等学校は2万平方メートルありますけれども、2万平方メートルを切っている学校も多数あります。基本は学級数とどのような特色ある活動を行うかを中心に考えてまいりますので、単位制の学校であれば授業を多展開を行うため、教室数が必要である、工業高校であれば実習棟が必ず必要であるといった、それぞれの特色に応じて施設整備を行っております。

【竹花委員】 学級数規模に応じた延べ床面積の基準は決まっているのですか。

【都立学校教育部長】 内部的に予算面で大体このくらいということは決まっています。したがって、すごく広い施設が建てられるということではありません。教室等が多い方が良いのですが、教室を作ったときに本当に稼働できるのかといったことも考慮して決めております。多展開をするといっても、半分程度しか使えないなど、教室稼働率などを考慮して決めております。また、時間割の工夫なども行います。

【竹花委員】 この施設改築や改修計画は教育庁のどこの部署で作成したのですか。都立学校教育部で作成しているのですか。

【都立学校教育部長】 施設の改築や改修計画は、都立高校改革推進計画等に基づき、それぞれの学校の基本計画を元に作成いたします。都立高校改革推進計画等に基づき、どういう施設を整備するかを決め、予算要求を行い、実際の工事を起工するという形です。

【竹花委員】 その作業は教育庁のどの部署で行っているのですか。

【都立学校教育部長】 都立学校教育部でございます。

【竹花委員】 都立学校教育部には技術者がおられるのですか。

【都立学校教育部長】 おります。

【竹花委員】 例えばこの土地にこれだけの校舎をとるか、こういう仕様にとることについても、その技術者の方が計画を作成するのですか。

【都立学校教育部長】 技術職と事務職とで作成いたします。

なお、財務局に技術部門がございまして、財務局とも調整をして作成しております。

【竹花委員】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により都議会に付議するとのことですが、この条例の第2条の規定では何と書いてあるのですか。金額が幾ら以上のものを提出するとなっているのですか。

【都立学校教育部長】 第2条の規定といたしまして9億円以上です。

【竹花委員】 わかりました。

議会での承認を得てから、具体的な入札の手続等が始まるわけですが、その入札の手続はどこで行うのですか。

【都立学校教育部長】 財務局で行います。

【竹花委員】 そこからは教育委員会の手は離れるわけですね。

【都立学校教育部長】 完全に離れるわけではございませんが、契約については財務局でいたします。実際の工事の施行は、引き渡しを受けるまでになりますけれども、完成するまでは教育庁も当然かかわってまいります。

【竹花委員】 検査等は誰が行うのですか。

【都立学校教育部長】 財務局で検査を行います。

【竹花委員】 基本的には、財務局の権限として行われていくということですね。

【都立学校教育部長】 はい。契約は、議決の前に仮契約で行います。

【竹花委員】 わかりました。

都立大田桜台高校は、校舎と体育館との間に道路があるようですが、いかがですか。

【都立学校教育部長】 配置図には記載してございませんが、校舎棟と体育館との間に空中の通路がございます。

【竹花委員】 空中通路をつくるということですか。

【都立学校教育部長】 もともと旧都立南高校には空中の通路がございました。現こちらは旧校舎を解体していますが、橋は残っております。

【竹花委員】 生徒が交通事故に遭わないようになっているということですね。

【都立学校教育部長】 校舎2階から格技棟にそのまま移動できるような形になっております。

【竹花委員】 屋根つきですか。

【都立学校教育部長】 屋根つきです。

【竹花委員】 わかりました。ありがとうございました。

【瀬古委員】 環境対策として、校庭芝生化とありますが、実際に芝生化している都立学校はあるのですか。

【都立学校教育部長】 校庭芝生化につきましては、小学校ですと校庭全面が芝生とイメージされると思います。都立高校の場合は、グラウンドにつきましてはサッカー、野球等で生徒がよく使用しますので、主にグラウンドの周辺を芝生化しております。

す。

【瀬古委員】 実際に芝生化している学校はあるのですか。

【都立学校教育部長】 あります。どうしても芝生は養生しなければいけませんので、グラウンドの周辺を整備している学校はございます。

【瀬古委員】 校庭全面を芝生化するのかと思いました。

【都立学校教育部長】 全面芝生ですと、高校の場合、養生する関係からほとんどグラウンドが使用できなくなってしまいます。生徒も使用しているのですが、休みの日に部活で使わないときは施設開放ということで開放しておりますので、周辺住民の方が使用しております。全面芝生化は半年程グラウンドが使用できなくなるケースも出てまいりますので全面は難しいです。

【瀬古委員】 それが心配だったので、今聞いたのです。

【都立学校教育部長】 都立高校の校庭の芝生化はグラウンド周辺を行います。

【瀬古委員】 わかりました。

【竹花委員】トラックは使用できるということですか。

【都立学校教育部長】トラックには芝生は入れておりません。

【竹花委員】 駆けっこができる部分は残るわけですか。

【都立学校教育部長】 残ります。トラックはダスト舗装にしたり、ほこりが立たないようにしています。ほこりの立つ学校も結構あるのですが、中に管を入れてましてスプリンクラーで散水しております。ほこりが立つという苦情があるのはかなりひどい状況の場合でございます。

【竹花委員】 完成の時期が2月、6月、7月と異なるのはなぜですか。

【都立学校教育部長】 これは工期の関係がございまして、例えば都立大田桜台高校につきましては2月ですので、平成23年の新学期前に移転いたしまして、新学期から使えるようにしております。

【竹花委員】 都立総合芸術高校が6月、都立小金井地区科学技術高校（仮称）が7月というのは間があき過ぎるのではないですか。

【都立学校教育部長】 それぞれ2学期から使用できるように計画しております。移転をしなければいけませんので、本来は新学期から使用できればいいのですけれど

も、開校の関係がございまして、例えば、都立総合芸術高校につきましては平成22年度から開校するのですが、現在の目黒の校舎と別の校舎を使用しまして、暫定的に開校いたします。しかしながら、卒業するまでに新しい校舎で1年間は過ごせるような形をとってございます。

【竹花委員】 わかりました。

【瀬古委員】 壁面緑化とありますが、どのような対策をするのですか。

【都立学校教育部長】 壁面緑化は、日の当たるところに柵を設置しまして、そこにつるをはかせます。

【瀬古委員】 甲子園のようにですか。

【都立学校教育部長】 少し浮かせる形です。壁面そのものに種を植えてしましますと、塗装が傷んでしまいますので、浮かせまして、例えばアイビーとかムベ等のつる状で、なおかつ冬に枯れない植物を植栽します。冬に枯れますと、結局ツタがずっと絡んだままで色が茶色になってしまうのです。ですから、常緑のツタ系のものを使用いたします。

キウイとかヘチマ等は大体1年で枯れてしまいますので、常緑アイビーがよく使われます。冬でも枯れませんし、色もグリーンできれいで、なおかつ室外温度を植物で遮るという効果もございます。高さは3階建てぐらいまではできるのですが、地形の条件、建物の構造等を見ませんと、すべて壁面という対策はできません。

【瀬古委員】 壁面緑化は全部行えばいいと思うのですが、なぜ行っているところと行っていないところあるのですか。

【都立学校教育部長】 すべて実施できればいいのですが、中庭を使用したりしますので、敷地がどうしても制限されてしまいます。全部が緑化する必要があるかというのと、そうでもなくて、本当に日当たりのいいところで行ってまいります。ネットで浮かせるような形で行いますので、建物への負荷はそれほどかからないのですが、逆に暗くなってしまうというケースも出てきます。普通教室ですと、通常、南側の日当たりの良い位置に配置しております。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございませうか。

それでは、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 学校問題解決サポートセンターの設置について

【委員長】 報告事項(2) 学校問題解決サポートセンターの設置について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2) 学校問題解決サポートセンターの設置についてでございます。

昨年教育委員会で様々御議論をいただきました学校問題解決サポートセンターが、5月1日からその業務を開始することとなりましたので、御報告をさせていただきます。

趣旨でございますが、多様化する保護者や地域住民の要望への対応など、学校のみでは解決が困難な問題に対して、公平、中立な立場でその解決に資するために、東京都教育相談センター内に「学校問題解決サポートセンター」を設置いたしました。

運営体制についてでございますが、設置場所につきましては、東京都教職員研修センターの1階に設置いたしました。1階に専用執務スペースを確保いたしまして、区市町村教育委員会や保護者等からの相談を、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。相談につきましては、小学校、中学校、高等学校の校長経験者である学校問題支援員が主に対応することとなります。そのほかに指導主事と事務職員を配置しております。さらに、専門的な助言を受けるために、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生・児童委員代表、保護者代表を配置しております。特に弁護士、行政書士、精神科医、臨床心理士、警察OBの方々につきましては、極めて専門的な助言を受けるのに適していると考えております。公正、中立な立場で解決策を提示する観点からは、民生・児童委員や保護者代表にも協力をいただいております。

業務内容は、第1に、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会並びに保護者等からの相談を受け付け、必要に応じて専門家の助言をもとに、公正、中立な立場で助言を行っていきます。第2に、第三者機関としての解決策の提示を行っていきま

す。サポートセンターが学校等から切り離して解決に当たる必要があると判断した案件について、当事者の合意の下に専門家で構成するケース会議において、当事者双方の意見を聞き、公平、中立な立場から解決策を提示していきます。

なお、ケース会議は、月2回、年間20回ほど開催する予定であります。第3に、学校問題の未然防止及び初期対応能力の向上を図るため、学校の管理職を対象とした対応能力向上のための講演会を年3回、7月、10月、12月に開催する予定であります。さらに、区市町村教育委員会等が実施する講演会や研修会にも専門家を講師として派遣するなど、積極的に支援していきます。

これまでサポートセンターで行ってまいりました広報活動についてでございますが、東京都教育委員会のホームページに公表し、5月1日の相談開始に向け、相談の基本的な流れや考え方を示したリーフレットを区市町村教育委員会等に配布いたしました。また、区市町村教育委員会の指導主事等向けの説明会等として、連絡会を開催して対応していくものでございます。今後、学校問題解決サポートセンターが適切に機能するよう、改善を積み重ねて取組んでまいりたいと思います。

ただいま説明した内容につきましては、本日午後プレス発表を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

**【竹花委員】** 1点目は、このサポートセンターが中立的な判断をすることについて、実績を重ねるとともに、保護者の方々からの信頼を得ていかなければいけないと思います。校長OB、指導主事等が相談を受け、助言するとのことですので、どうしても学校側の意見や立場をよく理解する人たちが中心ということになります。「等」がどのような方のことをいうのかわかりませんが、この「等」の中に保護者の立場の方を含めることを是非とも検討していただきたいと思います。

2点目は、このサポートセンターの運営要綱のようなものを定めるかどうかをよく検討していただいて、中立的な対応をすることを心掛けていただくようお願いします。公平・中立の立場での対応をお願いします。とりわけ学校側の立場に立った対応を行わないようお願いいたします。また安易に解決しようとしないうちに、運営の在り

方について、東京都教育委員会の考え方がこの学校問題解決サポートセンターの相談業務の対応に対して伝えられるような仕組みをつくってください。

3点目は、保護者又は学校からの相談を受けて対応する際に、保護者の方々から意見を聞くことになると思いますが、保護者の方々や学校から、対応に対して、どうしても納得できないなど、相談についての意見を聴取する仕組みを作ってください。そして、相談についての意見が東京都教育委員会に伝えられるという方法があることを、相談された学校の側にも、保護者の側にも伝えるような仕組みを整備してほしいと思います。第三者機関であることの保障をできる限り幾つかの形でおくことが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

4点目は、非常にいいリーフレットをつくっていらっしゃるの、様々な学校の先生方にも、リーフレットを活用して、先生方も頑張らなければいけないけれども、どうしようもないときはきちんと相談するよということや自分で抱え込まないよということも周知していただきたいと思います。また、保護者の方々にもサポートセンターができたということをお伝えされるような仕組みとして、例えばPTAにリーフレットができたということをお伝えするなどしてください。保護者の方にどういう形で伝えるのかわかりませんが、マスメディアの方々にも御協力いただくなどして、子供たちにとって何が大切かを第一に考え、保護者や地域住民と学校などのみでは解決が困難な場合には、サポートセンターを活用するよにと、できるだけ広く伝わるように御努力をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

**【指導部長】** 1点目でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、専門家等の中に弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士、民生・児童委員、それから保護者の方も代表として入っていただいております。東京都の小学校PTA連合会に推薦をしていただきまして、保護者の方も常時この専門家の中に入ってくださいという形をとっております。それぞれの団体に推薦依頼を行いまして、専門家については確定しました。

2点目につきましては、運営要綱のようなものにつきましても鋭意作成中でございます。

なお、公平、中立な立場でということはもちろん踏まえていきたいと思っております。

3点目についても、双方の側からサポートセンターの対応についての意見聴取をする仕組みも制度的に確立していきたいと考えております。

4点目についてでございますけれども、区市町村教育委員会の教育長又は指導課長にもリーフレットができるということを伝えております。

なお、PTA連合会にもリーフレットの配布等をしていきたいと思っております。

また、マスメディアの協力をいただきながら、宣伝に努めてまいりたいと思えます。

**【竹花委員】** 今、要綱の話がありましたけれども、相談を受け付けると、すべての案件について専門家の御意見を伺ったり、助言を得るのですか。というのは、相談を受け付け、助言をするだけで終わらせてしまわないのかということなのです。その点はどのようになるのですか。

**【指導部長】** 先ほど申し上げましたように、基本的には小学校、中及び高校の校長OBである学校問題支援員がまず相談を受け、助言します。そして、学校問題支援員と指導主事あるいは職員等で話をして、区市町村教育委員会や学校等に確認をして、協議し、専門家の助言が必要な場合に限って専門家の助言を受けながら対応していきます。その助言を受けた案件につきましては、解決策について双方に提示していくといった仕組みになっておりますので、今お話のあった点については大丈夫かと考えております。

**【竹花委員】** 運用の中でいろいろ問題が出てくれば、さらに良くしていければいいと思います。以前、公立学校における学校問題検討委員会における実態調査で、都立高校と都立特別支援学校においては、1年間に約130件、解決に非常に時間がかかり、難渋している状況の案件があるという調査結果の報告をいただきました。そういった学校でサポートセンターが機能していけば、私は非常にいい制度だと思います。また制度の初めから良い成果を出していただいて、これが活用されるようによろしく願いいたします。

**【委員長】** いろいろなケースが出てくると思うので、是非データをきちんとそろえていただきたいと思えます。当面は試行錯誤かと存じますが、よろしく願います。

【指導部長】 はい。

【高坂委員】 1年後でもいいですから、学校問題解決サポートセンターで対応した結果がどうなったかということをご報告してください。

【竹花委員】 1年後と言わずに、これは少なくとも半年後には、どれぐらいの件数であったかなど報告をしてください。

【委員長】 サポートセンターに何件相談があるかにもよりますね。

【瀬古委員】 リーフレットは保護者にも配られるのですか。

【指導部長】 このリーフレットにつきましては、保護者に配る予定はございません。

【瀬古委員】 各家庭で、どこに相談したらいいかという悩みを抱えたままということになりませんか。

【指導部長】 基本的には学校、教育委員会に配布いたしますので、学校の先生、あるいは教育委員会で周知を図っていただければと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、PTAの連合会は小学校等各校種別にございますので、そういったところにもリーフレットができたという広報については進めていきたいと考えております。

【竹花委員】 少なくともPTAにはお話をしておいた方がいいと思います。全部の御家庭に配る必要があるのかどうかはわかりませんが、少なくともPTAには話をしておき、大方の保護者にはサポートセンターができたということをご周知しておかなければ、不十分になると思います。

【瀬古委員】 私立学校はどうなるのですか。相談はできるのですか。

【指導部長】 基本的には公立学校を対象としております。ただし、5月1日に相談受け付けを開始するというので、まだ相談開始前に既に私立学校の方からの相談もございました。その際にはお断りするのではなく、きちんとお話を伺いました。

なお、まだ相談開始日にはなっておりませんでしたので、きちんとこの制度について御説明をさせていただきました。

【竹花委員】 私立学校については相談対象にはなっていませんよね。

【指導部長】 一応これは公立学校を対象にしてございます。

【瀬古委員】 サポートセンターのようなものは私立学校などにもあるのですか。

【委員長】 私立学校は所轄が異なるので、私立学校の所轄で対応することになります。

【竹花委員】 本件が成功すれば、私立学校全体で何か新しい仕組みを作るのではないのでしょうか。

【瀬古委員】 公立学校を中心に対応するということですね。わかりました。

【指導部長】 本件につきましては、5月1日以降に相談センターのホームページに掲載してまいります。

【委員長】 よろしく申し上げます。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございませうか。それではよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——本件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

### (3) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(3)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(3)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申についてでございます。

平成21年3月26日開催の第6回定例教育委員会におきまして、教科書採択に当たっての教科用図書選定審議会に対する諮問事項について決定をしていただきました。その諮問事項は、教科書採択の方針について、教科書の調査研究資料について、平成22年度使用教科書採択案についての3点でございました。この決定に基づき、教科書の採択方針について、東京都教科用図書選定審議会に諮問いたしましたところ、平成21年4月14日付けで答申を得ましたので、御報告させていただきます。

1番目の「教科書採択に当たっての留意事項について」は、従来の内容と特に変更はございません。採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行

うこと等、4項目の事項に留意して、都教育委員会は、平成22年度使用教科書の採択を行うとともに、区市町村教育委員会等の採択権者においても、同様の方針で採択するよう指導・助言又は援助を行うことが示されております。

2番目の「中学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」でございます。中学校における新しい学習指導要領の全面実施につきましては平成24年度からとされております。平成23年度には新しい学習指導要領に基づく教科書を採択するという形になります。今年度につきましては、それまでの間、平成22年度、平成23年度に中学校で使用される教科書を採択する必要がございます。

今回の答申では、前回中学校の教科書の採択替えがあった平成17年度の答申と同様に、調査研究に当たって検討すべき項目として、内容、構成・分量及び表記・表現及び使用上の便宜について、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究をすることとされております。ただし、対象となる教科書のうち、新たに検定を経たものは、先般ニュース報道等もございましたが、社会科の歴史的分野1点で、それは新しい歴史教科書をつくる会が編集し、自由社が発行いたします「新編 新しい歴史教科書」のみとなっております。したがって、この教科書に関する調査研究資料を作成いたしますとともに、平成17年に作成した調査研究資料を活用して調査研究を行ってまいりたいと考えております。

3番目の「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」でございます。都立中学校と都立中等教育学校の前期課程における新規の採択といたしましては、平成20年度に開校した立川国際中等教育学校、そして武蔵高等学校附属中学校の第3学年で使用する公民的分野の教科書の採択並びに平成22年度に開校予定の中野、練馬、八王子、三鷹地区の中高一貫校の前期課程で使用する公民を除く教科書の採択がございます。

また、立川国際中等教育学校、武蔵高等学校附属中学校の公民を除く教科書の採択替え、そして平成17年度から平成18年度までに開設いたしました中高一貫教育校4校、白鷗、両国、小石川、桜修館の教科書の採択替えもございます。これらの採択に当たりましては、都立中学校及び都立中等教育学校の各学校の特色を考慮し、また中高一貫教育校の特色を踏まえて調査研究を行うこととされております。

調査研究に当たって検討すべき項目については、中学校の教科書と同様でございます。

4番目の「都立特別支援学校の中学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」でございますが、これにつきましては、中学校教科書と同様に調査研究を行ってまいりたいと考えております。ただし、特に特別支援学校においては、児童の障害の状態や教育的ニーズ等の考慮が求められておりますので、そういった観点からも調査研究を行っていくものでございます。

この答申につきまして、本日御報告後、区市町村教育委員会及び国立、私立の学校長に通知したいと思っております。

なお、ただいま中学校の教科書について御説明申し上げましたが、高等学校の教科書につきましても、前回の定例教育委員会が終わった後、東京書籍が発行する「生物Ⅱ」の教科書が検定に合格したことが明らかになりました。前回の教育委員会において、私から、高等学校においては新たに検定を経た教科書がない見込みであるため、昨年度までに作成した調査研究資料を活用して教科書の選定を進めていくと御報告を申し上げましたが、「生物Ⅱ」が新たに検定合格しておりますので、これにつきましても調査研究資料を作成いたしまして、今後教科書の選定を進めてまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 後日、自由社の教科書を少し見せてください。韓国から何かクレームがあったと聞いております。新聞で読みましたが、どのようなクレームであったのかもあわせて、後日で結構ですから教えてください。

【指導部長】 わかりました。

【委員長】 その点をよろしくお願いします。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

5月28日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会全委員協議会

5月14日(木)～15日(金)

犀北館ホテル(長野市)

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてよろしく申し上げます。

【政策担当課長】 定例教育委員会の予定でございますが、次回は5月14日、木曜日に予定しておりますが、現在議題、報告事項はない見込みでございます。その次の回は5月28日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催を予定しております。

また、1都9県教育委員会全委員協議会は5月14日、15日、長野県長野市で開催される予定でございます。

日程につきましては以上でございます。

【委員長】 協議会に参加しなければいけないこともありますし、特に議題がないので、5月14日の教育委員会は開催しないということでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前10時21分)